

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 四三
- 道路の区域を変更する件 四三
- 福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件六件 四三
- 福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件 四三
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件二件 四七四
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件二件 四七四

## 告 示

### 福島県告示第六百五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十五年九月二十日から同年十月二十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年九月二十日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオン福島店 福島県福島市南矢野目字西荒田三十五番地ほか
- 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要  
意見なし。

（商業まちづくり課）

### 福島県告示第六百六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十五年九月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月二十日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道浪江 三春線	田村市船引町新館字軽 井沢一五二二番地先か ら	変更前	A 七・五〇 一六・〇	一七八・〇
	同 市船引町新館字軽 井沢七九四番一地先ま で			
	田村市船引町新館字軽 井沢一五二二番地先か ら	変更後	A 七・五〇 一六・〇	一七八・〇
	同 市船引町新館字軽 井沢七九四番一地先ま で			
	田村市船引町新館字軽 井沢一五二二番地先か ら		B 一一・〇〇 二九・〇	一七八・〇
	同 市船引町新館字軽 井沢七九二番一地先ま で			

（道路計画課）

### 福島県告示第六百七号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十五年七月三十日次のとおり指定した。

平成二十五年九月二十日

福島県知事 佐藤雄平

氏名又は名称 住所 指定の有効期間 売りさばきの場所  
 片田 隆雄 郡山市大町一丁目 平成二五年一〇月一日から平 住所地に同じ  
 一二番二号 成三〇年九月三〇日まで  
 株式会社田村 田村市船引町船引 同  
 自動車教習所 字山ノ内一四九番 同  
 地の一

(出納総務課)

**福島県告示第六百八号**  
 福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、  
 福島県収入証紙の売りさばき人として平成二五年八月一日次のとおり指定した。  
 平成二五年九月二十日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間 売りさばきの場所  
 有限会社大越 双葉郡広野町大字 平成二五年一〇月一日から平 住所地に同じ  
 下北迫字苗代替五 成三〇年九月三〇日まで  
 六番地の五七

(出納総務課)

**福島県告示第六百九号**  
 福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、  
 福島県収入証紙の売りさばき人として平成二五年八月十五日次のとおり指定した。  
 平成二五年九月二十日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間 売りさばきの場所  
 森合 典秀 いわき市植田町本 平成二五年一〇月一日から平 住所地に同じ  
 町三丁目八番地の 成三〇年九月三〇日まで  
 三

福島県知事 佐藤雄平

株式会社平中 いわき市内郷小島 同  
 中央自動車学校 町天ノ田一五番地の二 同  
 有限会社鍋屋 いわき市小名浜西 同  
 第一商事 町五番地の七 同  
 福島県庁消費 福島市杉妻町五番 同  
 組合 組合長 七五号 いわき市平字梅本一  
 鈴木 正晃 五番地  
 猪狩 由美 いわき市四倉町狐 住所地に同じ  
 塚字川田八二番地

(出納総務課)

**福島県告示第六百十号**  
 福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、  
 福島県収入証紙の売りさばき人として平成二五年八月二十一日次のとおり指定した。  
 平成二五年九月二十日

福島県知事 佐藤雄平

氏名又は名称 住所 指定の有効期間 売りさばきの場所  
 有限会社たは 南相馬市原町区北 平成二五年一〇月一日から平 住所地に同じ  
 ら 長野字北原田三〇 成三〇年九月三〇日まで  
 五番地の二

(出納総務課)

**福島県告示第六百十一号**  
 福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、  
 福島県収入証紙の売りさばき人として平成二五年八月三十日次のとおり指定した。  
 平成二五年九月二十日

福島県知事 佐藤雄平

氏名又は名称 住所 指定の有効期間 売りさばきの場所  
 株式会社昭和 白河市愛宕町四四 平成二五年一〇月一日から平 住所地に同じ  
 堂 番地 成三〇年九月三〇日まで

株式会社白河 白河市五番丁川原 同  
 自動車学校 一〇一番地五 同  
 株式会社県南 白河市東釜子字古 同  
 自動車学校 峯内九八番地 同  
 有限会社関薬 会津若松市西栄町 同  
 品商会 六番三一号 同  
 渡部 信一 会津若松市河東町 同  
 広田字広田一〇四 番地 住所地に同じ

福島県庁消費 福島市杉妻町五番 同  
 組合 組合長 七五号 喜多方市松山町鳥見  
 鈴木 正晃 山字下天神六番地三

(出納総務課)

**福島県告示第六百十二号**  
 福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、  
 福島県収入証紙の売りさばき人として平成二五年九月六日次のとおり指定した。  
 平成二五年九月二十日

福島県知事 佐藤雄平

氏名又は名称 住所 指定の有効期間  
 福島地区交通 福島市上町七番三 平成二五年一〇月一日から平  
 安全協会 会 一号 成三〇年九月三〇日まで  
 長 羽田 ト  
 熊坂 博雄 福島市大森字日蔭 同 福島市大森字下町一  
 吉田 左重 二本松市上川崎字 同 一 番地  
 矢矧内四七番地 住所地に同じ  
 (出納総務課)

福島県告示第六百十三号

福島県財務規則(昭和三十一年福島県規則第十七号)第二百四十五条の規定により、平成二十六年及び平成二十七年において、福島県を発注者として、一般競争入札(以下「競争入札」という。)の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該競争入札に参加する者に必要な資格(以下「資格」という。)及びその審査の申請の時期並びに当該申請に必要な書類等を次のとおり定める。  
 平成二十五年九月二十日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 第一 資格の審査を受けることができない者
  - 一 次の各号のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除くほか、資格の審査を受けることができない。
    - 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
    - 二 法令の規定により営業に關し許可、認可、登録等を受けていることを必要とされている場合において、これを受けていない者
    - 三 資格の審査の申請時において、県税を滞納している者
    - 四 資格の審査の申請時において、消費税又は地方消費税を滞納している者
    - 五 資格の審査の申請をする日の属する営業年度の前営業年度において、業としての物品の販売又は修繕の実績のない者
    - 六 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号のいずれかに該当する者
- 第二 資格及びその有効期間
  - 一 資格は申請書及びその添付書類(以下「申請書等」という。)により審査の上知事が認定するものとし、当該資格の有効期間は次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。
    - 一 第五の第一号の定例申請に係る資格 平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで
    - 二 第五の第二号の随時申請に係る資格 資格が認定された日から平成二十八年三月三十一日まで

第三 資格の喪失

資格の認定を受けた者は、第一の第一号又は第二号に該当するに至ったときは、当該資格を失うものとする。

第四 資格の審査の申請方法

資格の審査を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、所定の物品購入(修繕)競争入札参加資格審査申請書に財務諸表その他知事が別に定める書類を添えて知事に申請しなければならない。

第五 資格の審査の申請時期

一 定例申請 平成二十五年十月一日から同月三十一日まで(福島県の休日を定める条例(平成元年福島県条例第七号)第一条第一項に規定する県の休日(以下単に「県の休日」という。)を除く。)を受け付ける。

第六 申請書の提出先

資格の審査の申請書等は、次の表に掲げる提出先のうち最寄りの提出先(県内に営業所のない者にあつては、福島県出納局入札用度課)に提出すること。

提出先	郵便番号及び住所	電話番号
福島県出納局入札用度課	九六〇一八六七〇 福島県福島市杉妻町二番一六号	〇二四一五二二一七五六三
福島県県中地方振興局出納室	九六三三八五四〇 福島県郡山市麓山一丁目一番一号	〇二四一九三五一一四七二
福島県県南地方振興局出納室	九六一一〇九七一 福島県白河市昭和町二六九番地	〇二四八一三一一六五四
福島県会津地方振興局出納室	九六五一一八五〇一 福島県会津若松市追手町七番五号	〇二四二一一九一五四七二
福島県南会津地方振興局出納室	九六七一〇〇〇四 福島県南会津郡南会津町田島字根小屋甲四二七七番地一	〇二四一一六二一五三五二
福島県相双地方振興局出納室	九七五一一〇〇三一 福島県南相馬市原町区錦町一丁目三〇番地	〇二四四一一六一一三〇二
福島県いわき地方振興局出納室	九七〇一八〇二六 福島県いわき市平字梅本一五番地	〇二四六一二四一六〇四三

第七 資格の審査の結果の通知  
資格の審査の結果は、郵送により申請者に通知する。

第八 変更の届出  
資格の審査又は認定を受けた者は、次に掲げる事項に変更があったときは、速やかに、その内容を知事が別に定める用紙により知事に届け出なければならない。  
一 商号又は名称  
二 代表者の氏名  
三 住所又は主たる事務所の所在地  
四 その他特に事業の内容に変更を生じさせる事項  
第九 この告示に関する問い合わせ先  
福島県出納局入札用度課  
(入札用度課)

公 告

公告第二百八十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、次のとおり公告する。

平成二十五年九月二十日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 申請のあつた年月日  
平成二十五年九月九日
- 二 名称  
特定非営利活動法人ストリートふくしま
- 三 代表者の氏名  
佐藤 清一
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県福島市栄町九番十八号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は主に福島県福島市内で活動し、中心市街地及び福島県福島市内の活性化を目的として、ソフト、ハードの両面から、地域の活力を生むための基盤整備とまちづくりの推進活動に取り組み、福島県福島市の産学官との連携、協働関係を築きながら市民社会の発展に寄与する。

(文化振興課)

公告第二百九十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、次のとおり公告する。

平成二十五年九月二十日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 申請のあつた年月日  
平成二十五年九月十一日
- 二 名称  
特定非営利活動法人南会津はりゅうの里の会
- 三 代表者の氏名  
芳賀沼 伸
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県南会津郡南会津町針生字新田場千八百四十三番地一
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、高齢化・過疎化が進む南会津郡針生地区において、地域活性化のための事業を行い、地元住民や首都圏等の他地域から移住した住民が交流・ふれあい・健康を通して安心して共同生活できる住まいの環境を整え、持続可能な地域として新しい職場の実現を目指すと共に、定住又は二地域居住地域としても、針生地域を魅力ある山村にすることを目的とする。

(文化振興課)

公告第二百九十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、次のとおり公告する。

平成二十五年九月二十日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 申請のあつた年月日  
平成二十五年九月九日
- 二 名称  
特定非営利活動法人ストロークセンター
- 三 代表者の氏名  
正木 陽子
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県福島市岡部字当木百三番地
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、障がい者の自立を目的に、情報化に関するIT教育、更なる高度情報技術の習得、他の作業所、団体への適切な運営と活動に関する助言又は援助に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第二百九十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。  
平成二十五年九月二十日

福島県知事 佐藤 雄平

一 申請のあった年月日

平成二十五年九月四日

二 名称

特定非営利活動法人ばんだい2000

三 代表者の氏名

村井 正太郎

四 主たる事務所の所在地

福島県耶麻郡猪苗代町字渋谷二千四百八十三番地

五 定款に記載された目的

この法人は、磐梯高原及びその周辺を訪れる自然・歴史・文化・スポーツ等の体験及び学習する者に対して、自然・歴史・文化・スポーツと人間との共生に関する事業を行い、この地域の持つ自然・歴史・文化・スポーツに関する資源の保全に寄与することとともに、この地域を訪れる人々にその資源を有効的に体験及び学習する機会を推進することを目的とする。また、社会福祉事業においては、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重し総合的に適用されるような創意工夫をすることにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるような支援をすることを目的とする。

（文化振興課）